正された。診療所等を含めた全体補填率は当初の102.07％との報告から90.6％に下方修正された。その結果2016年度の補填率は病院で85.0％、特定機能病院では約60％であり、誤ったデータのもとに、2016年度・2018年度改定が行われていたことが判明した。

2019年10月、消費税は８％から10％へ引き上げとなり、診療報酬本体は＋0.41％となった。また2014年の補填率誤りを踏まえ、病院種別ごとの個別補填方式へ転換されることになった。

2025年10月日本医療法人協会[4]（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「医療機関における控除対象外消費税に関する調査報告書」を発表した。内容は『医療機関の負担増加分を診療報酬に上乗せして補填する現行方式では、病院数ベースで５割を超える病院で補填不足が発生し、さらに400床以上の大規模病院および療養病床を持たない一般病院において、特に補填不足となっていることが確認された。一方で補填率150％を超える病院もあり、診療報酬上乗せによる一律の補填方式には限界がある。課税方式を含めて、実情に合わせた補填の方法を検討する必要がある』としている。

＜日本医師会の考え＞

日本医師会は日本歯科医師会・日本薬剤師会・四病院団体協議会と協議した上で、最近は『診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、病院においては軽減税率による課税取引に改めること』と主張している。

＜医業税制に関する私見＞

特別法（租税特別措置法など）は一般法（所得税法・法人税法・消費税法など）に優先するのが法律の原則になっている。従って一般法である消費税法を変更しても、租税特別措置法は法律上変更をする必要はない。そのため４段階税制を残すことは可能である。財務省はゼロ税率にすると税収が減ること、還付金が莫大になることを懸念している。すなわち、「引きはがし」をすると、却って補填不足分に莫大な財政負担がかかるため、「引きはがし」はあり得ない。

＜おわりに＞

2025年６月の経済財政運営と改革の基本方針の中で、税制改革として、『骨太方針2024等も踏まえ（中略）　経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める』としている。

さらに「責任ある積極財政」を掲げた高市首相が誕生し、2025年10月20日、自民党・日本維新の会の連立合意書に「(13) 医療機関における高度医療機器および設備の更新などに係る現在の消費税負担の在り方の見直し」が盛り込まれた。今こそ医療界の税制を見直す最後のチャンスと思われる。医療界は一致団結して、この難題に取り組むべきと思われる。

参考文献
１）消費税と政治　上川龍之進　株式会社有斐閣　2025年12月
２）図解　消費税法「超」入門　加藤友彦　税務経理協会　2025年８月
３）中医協　「医療機関等における消費税負担に関する分科会」　2018年７月25日
４）医療機関における控除対象外消費税に関する調査報告書　日本医療法人協会　2025年10月

感染症関連情報

感染症に関する情報につきましては、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へ－感染症情報」に掲載しています。

ＵＲＬ：http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html